**【使用に関する注意事項】**

許可条件の他に、下記の注意事項を遵守してください。

１.使用の当日又は使用の前日の天候によって、施設が使用できない場合があり

ますのでご承知ください。

２.施設の使用後は、整備清掃し、元の状態に戻してください。

３.施設を使用しなくなった場合には、速やかに施設管理者に連絡してください。

**【不服申し立て及び取消訴訟】**

１. この処分(許可)に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます。（なお、原則として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求できなくなります。）

２. この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に日野市を被告 (訴訟において日野市を代表する者は日野市長となります。) として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

**○グラウンド、テニスコートについてのお問い合わせ**

**指定管理者　㈱フクシ・エンタープライズ**　℡042-514-9178

**○南平体育館についてのお問い合わせ**

令和４年４月１日に新・南平体育館がオープンしました。

連絡先は、℡042-591-1541 となります。

**○日野市陸上競技場についてのお問い合わせ**　 ℡042-582-3679

**○日野市市民の森ふれあいホールについてのお問い合わせ**　℡042-584-2555

**○日野市体育施設　所管部署**

**日野市産業スポーツ部文化スポーツ課**　 　℡042-514-8465

**○学校体育施設　所管部署**

**日野市教育委員会教育部生涯学習課**　　　℡042-514-8765